

文教くらし委員会記録

開催日時 平成23年9月16日(金) 14:03~17:08

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

尾崎 充典 委員長

鍵田忠兵衛 副委員長

浅川 清仁 委員

森山 賀文 委員

宮本 次郎 委員

上田 悟 委員

安井 宏一 委員

山本 進章 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 10名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○尾崎委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして質疑があれば発言をお願いします。

○浅川委員 まず最初に台風12号による災害に対応するための説明がございました。まさしく未曾有の大災害であり、いまだ多くの方々が行方不明だと聞いております。奈良県が一丸となって、この災害に立ち向かい、一日も早く復興することを心より祈念する次第であります。

当委員会におきましては、まず、くらし創造部としては、主にボランティアの関係だと思えますけれども、まず、その受援体制、これは多くの方々に助けてあげたいという気持ちを受け取っていただければいいのですが、受援体制としては、実は現地の方々にとって

場合によっては大変なストレスになることも考えられるかと正直思うのです。このことについては、県も当地のためにそういう体制をしっかりととっていただけて対応していただきたいと思います。また、教育委員会におかれましても児童、子どもたちが一日も早く通常どおりの教育が受けられる環境に戻れるように努力をいただきたいと、そのことを要望しておきます。

それで、今回、質問しますことは、新県営プール施設等整備運営事業についてでございます。前回の委員会でもこのことについていろいろ質問させていただきましたし、ほかの委員からもたくさんの質問が出たと思います。さらに深く、この辺の議論についてきょうの委員会で進めたいと思っております。

まさしくこの事業は奈良県にとって初めてのPFI事業であります。そもそもPFIというのはどういう手法かと、今さらながらここで確認のために申し上げますが、PFIとは公共施設などの建設、あるいは維持管理、運営などを民間の資金、あるいは経営能力や技術的能力を活用して行う手法であると。民間の力や、あるいはノウハウ、それらを活用することによって、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的、効果的に公共サービスが提供できる事業、それをPFI手法を用いて実施するということであります。では、こういった基本的な考えのもとに、今回の事業がかなっているのかどうか。いわゆる県民の県益にかなったものになっているのかどうか、そういう観点から質問を行っていきたいと思います。

まず最初に価格面についてお尋ねします。これも何度も公表いただきましたけれども、再度お願いします。今回の入札金額について、落札者と2位グループは幾らでございましたか。

○吉田スポーツ振興課長 今回の事業につきまして、落札者の価格は69億6,900万円でございます。2位グループの価格につきましては、62億4,300万円でございます。その差といいますのは7億2,600万円でございます。以上でございます。

○浅川委員 その入札においては約7億円の差が出た。2位グループの方が7億円安かったということです。当初、私が質問したときには、同じ条件のもとに入札がかけられた、それで落札者の方が高額で入札しているにもかかわらず、なぜこちらの方が点数が高いのか、この辺の説明を願いたいということである説明したわけですが、問題はそこのところだと思うのです。この辺は、やっぱり解明するべきだと思うのです。

それで、その落札者の69億9,000万円ですが、この価格の内訳はどのよう

になっているのか。設計、建設、維持管理等の価格の内訳はどのようになっていますか。

○吉田スポーツ振興課長 内訳といたしましては、区分といたしまして設計、建設にかかるものと、それから維持管理、運営にかかるものがございます。落札者の設計、建設にかかる対価といたしましては54億5,100万円、維持管理、運營業務にかかる対価といたしましては15億1,800万円、合計で69億6,900万円でございます。以上でございます。

○浅川委員 この事業を賄う財源構成について、お答えいただきたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 事業の財源構成でございますが、国からの交付金と、それから、県の持ち出しでございますが、県債と一般財源になります。以上でございます。

○浅川委員 それで、今説明がありました、その県の財政負担が問題だと思います。この県の財政負担が、2位グループの方が安い金額だったのですか。

○吉田スポーツ振興課長 落札者の提案は、2位グループと比べますと国の交付金の対象となる建設費が高くて、すべて県費となります維持管理運営費が安かったということがございます。したがって、県の財政負担におきましては入札金額が低かった2位グループなどとはほぼ同程度でございますけれども、落札者の方が安うございます。

○浅川委員 やっぱり問題はそこだと思うのです。その辺の説明を県はしっかりとなさるべきではなかったのかと思うのです。要するに、県の持ち出し分は幾らになるのかと。単に入札金額だけではなく、一体その辺を含めて、要するに県民から集めた県税、あるいは国の交付金にしても、税金というものの持ち出し、これが一体どのようになるのか、問題はそこのように思うのです。

今の説明を受けると、要は、入札金額では2位グループの方が安かったけれども、県の持ち出しとなる県債とか一般財源、その辺を比較すれば落札者の方が安かったということですね、それで間違いありませんか。

○吉田スポーツ振興課長 積算はそのとおりでございます。以上でございます。

○浅川委員 それはそれということで、事実として認めます。

次は、内容面についてであります。内容面についてですが、まずその落札者の提案内容と2位グループの提案内容の比較、その大きな違いはどこにありましたか。

○吉田スポーツ振興課長 8月23日に公表いたしました新県営プール施設等整備運營業業PFI事業者選定審査委員会によります事業選定過程及び審査講評の中におきましては、最優秀提案書においては、緑豊かで周辺環境に調和した空間の提案がなされ、健康増進施

設のみでなく、都市公園としても非常に魅力的であった。また、各施設の仕様や施設規模、配置、動線計画もすぐれており、運営面ではリハビリや健康増進を重視したプログラムが具体的に提案され、県のコンセプトに対応した特にすぐれた提案であったと評価されております。以上でございます。

○浅川委員 今お答えいただきましたけれど、とにかくよかったというような評価をされたのです。いろんな細かい内容について、1点ずつこの委員会でどうのこうのということは、差し控えるべきと思います。審査委員会でそういう査定をされたということですから、それはそれでいいのかと思いますが、今回の整備について、25メートルの屋内競泳プール、50メートルの競泳プール、これは競技施設です。それとトレーニングジム、フィットネススタジオ、歩行用プール、こういった健康増進施設です。あるいはレクリエーションプールなどの公園機能施設といった多くのジム内容がございますけれども、この事業でやはり一番メインとなる施設というのは、これは何なのか。

○吉田スポーツ振興課長 何がメインとなるかは、いろんな見方がございますので難しくございますけれども、一つは新プールを核とした生涯スポーツの拠点と述べさせていただいておりますので、そういう意味からすると50メートルのプールでありますとか、25メートルのプール、歩行用のプールの施設があります、そういうプール棟が我々としてはある意味メインの施設かと考えております。以上でございます。

○浅川委員 それでは、そのメインの施設である新プール棟について質問したいと思っておりますけれど、このプール棟について、2位グループとの提案内容の違いというのはどのようなものがありましたか。

○吉田スポーツ振興課長 今ご質問ありましたメインとなるプール棟の落札者と2位グループの差でございますが、主なもので恐縮でございますが、プール棟にかかる面積については落札者の方が広うございました。それと、構造面でございますけれども、落札者の方は鉄筋コンクリート造に対しまして2位グループは鉄骨造ということで、耐用年数では落札者の方がまさっているのではないかと判断しております。以上でございます。

○浅川委員 当初の入札の結果が7億円違った。主にそのハード面の部分での差ということでございますけれども、今話を聞いていると、プールの面積が広がったということ、あるいは構造が鉄骨と鉄筋、この鉄骨と鉄筋を比べれば鉄筋の方が耐久年数は長く、あるいは耐震にもすぐれているというのは、だれが見ても当然のことだと思います。

ただ、価格面について最初お答えいただいたように、維持費も含めて、要するに県とし

て幾らお金を払うのか、これがやっぱり最終的な一番の注目すべきところだと思うのです。それがまず、落札グループの方が安い、しかも内容面については構造的にも、そのメンバーと言われるもの、新プール棟についてはいいものだ。この辺はもっと明確に、最初からこの辺の説明を県側としてされるべきだったのかと思うのです。県にとってもPFIは初めてのことでありますし、我々にしても初めての経験であるし、いかがなものかというようなことでいろんな疑問を持っておりましたけれども、今のお話をいただいた中でそういった疑問というものが随分と払拭されたというか、いい査定というか、いい判断を県は今のところされていると思います。

ただ、心配なのは維持管理とか運営面です。今後、15年間の運営については県は事業者任せにいくということになるわけでありましてけれども、15年間の運営について、要は、県は事業者任せっきりになりはしないのかと、これについてはどうなのでしょう。

○吉田スポーツ振興課長 今回の事業につきましては、事業運営期間の15年を維持管理でお願いすることになるわけですが、今ご質問のありましたように、このPFI事業を行うことによって民間事業者任せっきりになるというわけではございませんで、設計、建設、維持管理、運営のそれぞれの段階におきまして事業契約書、あるいはさきに示しました要求水準書、それから、事業者からの提案、そういったものが示す内容を確実に遂行しているかどうかということを経営書に規定する、いわゆるモニタリングという監視でございましてけれども、それによりまして県が確認しながら進めていくこととなります。以上でございます。

○浅川委員 そのモニタリングですが、モニタリングの結果、もし問題があった場合、どのような措置を県としては講じるのでしょうか。

○吉田スポーツ振興課長 モニタリングの結果でございますけれども、先ほど申し上げましたその事業契約書、要求水準書、あるいは事業者の提案に示す内容に満足していないと県が判断した場合につきましては、是正勧告をすると事業契約書で定めております。さらには是正が認められない場合につきましては、事業契約書に基づき、いわゆるサービス対価の支払い留保、あるいは維持管理業務担当者、運営業務担当者の変更、あるいは事業契約解除へと順次、段階的に措置を進めることになっております。以上でございます。

○浅川委員 その要求事項どおりに進められなかった場合には、そういう手だてを県としてできるということなのですね。

この事業を遂行するその会社、特別目的会社SPCというらしいですね。要するに、こ

れを設立して落札しているわけでありましてけれども、この特別目的会社SPCはそもそもどんな会社なのかと、インターネットで調べてみましたけれども、要するに構成メンバーが抜けたり倒産した場合にはどのようなになるのか。県としてはいろんなシミュレーションもされていると思いますけれども、この辺について説明いただけませんか。

○吉田スポーツ振興課長 SPCというのは、このPFI事業を実施するための特別目的会社でございます、その対象となりますのはPFI事業以外の事業を実施することができないということを会社定款に定めることになっております。

今お尋ねのありましたSPCの、例えば構成メンバーが倒産した場合は、県の承認する企業に変更するということが契約書で定めておりまして、変更することで事業の継続ができるというものでございます。また、SPC自体が倒産した場合、契約を解除するか、そのSPCの株式、あるいはSPCの事業計画を県の承認する第三者に譲渡させ、事業を継続することが契約書に定めております。以上でございます。

○浅川委員 ありがとうございます。

さまざまな質問をさせていただきましたけれども、以上で、いろいろ心配したところ、それとまた県民の方々がいろいろ心配されていると思いますが、今の説明でおおむね納得のいく答弁が得られたのかなと現時点では思います。

今回の新県営プール施設等整備運営事業は奈良県にとって本当に初めてのPFI事業でありますけれども、この事業だけではなくて、今後奈良県の課題として、PFI事業をどのように進めていくのか。いろいろなお話を伺っていたらそれなりに、いい事業だと思っておりますので、例えばこの事業がうまくスタートを切って、ぜひ軌道に乗れるかどうかと、この辺はしっかりと注目をしてまいりますけれども、成功することを心から期待しているところであります。

事業コストの削減とか、あるいはより高い公共サービスの提供を目指すということが、県民のための県益に大いにつながるものだと思いますので、今後また、このPFI事業、恐らくこのPFI手法というのもいろいろ今後進化してくるのかと思いますし、その辺、いろいろ今後とも研究され、あるいは発展させていただくことを心からお願いいたしますして私の質問を終わります。以上です。

○宮本委員 何点か質問をさせていただきます。

まず初めに台風12号被害に関連しまして、改めまして犠牲となられた皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。残念なことに、天川中学校で教鞭をとられていた大原先生

が亡くなりました。大変生徒に慕われている先生だとお聞きしています。高知県出身で土佐弁を使ったしゃべり口調が大変人気だったと。私の義理の妹が実は愛知県で教員をしておりまして、学生時代に知っているということで、非常に気の毒なことだと思っております。

また、復興に関しまして、4日の日曜日の朝に日本共産党5名の県議団で直ちに会議を持ちまして、被災地に入って調査、聞き取りを行いました。4日の日曜日は五條市大塔町の道の駅の前で通行どめだったために避難所での聞き取りということにとどまりましたけれども、翌5日の月曜日、五條土木事務所の聞き取り、そして五條市役所、それから、午後から自衛隊の皆さんによって障害物の撤去が行われたということで、すぐに宇井の手前のところまで調査に入ることができました。天辻のトンネルを抜けますと、まるで異国に来たように天候ががらっと変わりまして、5日の月曜日の段階ではどしゃ降りでした。そんな中で、本当に多くの国土交通省の職員、そして自衛隊員、懸命に復興に当たっておられます。今もなお不明者の捜索が行われているということで、大いに敬意を表したいと思っております。

また、教育委員会におかれましても十津川高校の寮生が孤立化をしたということで、就職活動を間近に控えた3年生の保護者から、どうなっているのだという心配の声をお聞きしました。現地におられた校長先生が、折立橋が落ちたすぐ近くの郵便局まで願書をとりに行って、自衛隊のヘリで五條市まで運んで、直ちに職員の皆さんで出願先まで届けていただいたという活動をされまして、保護者の皆さんも感激をしておられましたので報告しておきたいと思っております。

さて質問ですが、何点かお聞きをしたいのですが、まず動物愛護センターに持ち込まれた犬猫の譲渡事業について聞きたいと思っております。消費・生活安全課と思っておりますが、宇陀アニマルパークの中に動物愛護センターが開設されて3年半がたちました。私も何度か子どもを連れていきましたが、犬との触れ合い教室やしつけ教室など、さまざまなイベントが行われておりまして、非常に今後の発展を願っているものです。我が家の長女の感想を言いますと、遊ぶ、学ぶ、触れ合うと、3つのスローガンだけれど、学ぶがちょっと弱いのではないかという生意気なことを言うておりましたが、その点も大いに参考にさせていただければと思っております。

ところで、この動物愛護センターですが、持ち込まれている犬猫のうち、残念ながら殺処分されるものが大変多くあります。昨年度は1,987件でした。一方で新たな飼い主

への譲渡、これは昨年度77件にとどまっています。他府県と比べても非常に譲渡が少ないのです。手元にある資料で紹介しますと、譲渡率というものが10%未満の自治体は本当に少ないのですが、一方で50%を超える自治体が、例えば東京都で譲渡率61%、神奈川県で59%、新潟県56%。奈良県の6%と比べると非常に差があると感じました。

そこで、この殺処分をなるべく少なくするために、今は個人への譲渡に限定をしているわけですが、団体への譲渡というものに門戸を広げて、例えば動物愛護団体などの協力を得て新たな飼い主のもとで飼育されるようにするべきと考えますが、この点どうかということをお聞きしたいのと、また、インターネットで見ますと、個人譲渡する際の基準が厳しいと思いました。現在、既に犬や猫を飼育している個人へは譲渡できないと、要するに2匹目はだめだということなのです。ある程度優良な飼い主にといいかかと思っておりますが、通常2匹以上、犬や猫を飼っている優良な飼い主さんは多く見ますので、そういう点では譲渡先を広げてなるべく殺処分を減らすという観点から、2匹目であっても譲渡できるような、そういう個人譲渡の基準を緩和することは検討しないのか、この2点をお聞きしたいと思っています。

それから、県営プール建設をめぐってスポーツ振興課長に聞きたいのですけれども、そもそも高級ホテル誘致だという知事の政治方針に従って県営プールが解体されたとき、このときには本当に多くの方が残してくれと声を上げました、署名だっとうんと集まった。そして、スイミング教室でいいますと、昨今、スポーツ基本法もできました、国民のスポーツ権ということが言われています。あそこはスイミングスクールが非常に盛んだったということで、存続を求める声が多かったわけですが、ホテル誘致だということで取り壊された代替施設としてそもそも建設されることだったのでしょう。要するに大会ができるプールが必要だと。ところが、ふたをあけてみるとプールを建てるだけではないのだと、複合型のスポーツ施設にするということでファミリー公園のプールの横につくるということで、現地ではフラワーセンターがつぶされるということで、現地の人は非常に怒っています。現地の人だけでなく、フラワーセンターを利用されていた幼稚園、保育園の保護者、先生方も戸惑っておられます。

こういう点で言いますと、本当に県民の声、あるいは地域住民の声というのは、PFIでは非常に反映されないと。PFIでなくても、そもそもホテル誘致のためにプールをつぶすあたりからそれは始まっているのですが、そういう点で再度、地元住民の声というのが一体どれだけ受けとめられているのか、また、県民のスポーツに対する願いというもの

を一体どのように受けとめておられるのか、非常に意見の持つところですので。これは金額面だけではないです。69億円といえば今回の補正予算と同額で、相当な額です。これをどうなのだという議論もありますけれども、そもそもホテルを建てるためにそのこのけそのこのけでプールは壊され、プールは引っ越すからフラワーセンターを壊されというところに疑問を持っていますので、こういう県民の声や地元の声をどう受けとめているのかについて、ひとつ聞いておきたいと思います。

それから3点目は、特別支援教育の今後について、6月議会でも大きく議論になりましたように、二階堂養護学校の過密化に伴って大和郡山市の二階堂養護学校に通う児童生徒の校区を変更して奈良東養護学校に移すと。奈良東養護学校が今度は教室不足になるということもあって、奈良東養護学校の病弱部の生徒を奈良養護学校という肢体不自由の学校に移すと。あるいは高等養護学校と奈良東養護学校にはその過密対応でつくられた高等養護部という、高等部とはまた違う部門の教育があるのですが、この高等養護部と高等養護学校の校区割りをなくすとか、そういうグランドデザインという方向が3月に示されました。それに伴って非常に多くの保護者から、例えば奈良東養護学校に移行せざるを得ないという大和郡山市の人からは、わずか3年で移行となったら、子どもがようやく二階堂養護学校に通いなれてきたところで急な変更になって戸惑うということもありますし、また、奈良東養護学校の病弱部の生徒は1年でと、要するに来年の春から移行ということで、入学したばかりなのに急な話で到底納得できないということで、再三にわたる要望が出されてきたというのは前回の委員会でご承知のとおりだと思います。きょう聞きたいのは、その後どういう対応をされたのかということをもっと最初にお聞きをして、その答弁を受けて、また2～3質問したいことがありますので、その点をまず先にお聞きしたいと思います。

○森藤消費・生活安全課長 官本委員のご質問にお答えいたします。

私へのご質問は、動物愛護センターの譲渡事業について、今後、犬や猫の譲渡希望者への譲渡条件の緩和や、譲渡対象者を現状の個人に加え、団体へも広げられないのかの2点のお尋ねでございます。

動物愛護センターの実施いたします犬猫の譲渡事業につきましては、犬のインストラクターの活用によるしつけ直しに取り組む等によりまして、譲渡交付件数をふやすとともに譲渡事業の周知に努め、譲渡希望者をふやしてきたところでございます。犬の譲渡率について先ほど官本委員からご紹介がございましたけれども、他の自治体、特に近畿の各府県の平均との比較でございますが、実はこの統計、犬の譲渡率につきましては、いわゆる譲

渡数や譲渡率としての全国統計はございませんが、譲渡数と返還数を足して、保護収容された犬猫の飼い主が見つかり返還された数が、いわゆる返還数でございますが、その数値を環境省が全国自治体統計をとっております。

本県の譲渡、返還率につきましては、犬におきましては平成21年度は12%でしたが、本年度、現在のところ約27%と、これは平成21年度年度の近畿府県の平均値とほぼ同じ数値となっております。次には具体の譲渡数でございますが、犬猫合わせて平成20年度は19頭、平成21年度におきましては51頭、昨年度は77頭、今年度は半年以上を残し現在までで45頭と年々着実に増加いたしております。県の行います譲渡事業は生存の機会をできるだけ与えるように努めることはもちろんでございますが、それに加え、犬猫の譲渡後の幸せを考えまして、適正飼育の確保や被害防止に配慮するため、適正な動物を適正な飼い主へ譲渡することが重要であることから、譲渡候補動物及び譲渡希望者につきまして必要な条件をつけているところでございます。

委員ご指摘の譲渡希望者への条件緩和でございますが、新しくセンターが開所いたしましたからこの3年間は、いわゆる譲渡事業を含め客観的な判断のため条件を重視してまいりましたが、事業が軌道に乗りつつある今日、個々のケースにより、きめ細やかな対応が必要であると考えております。例えば委員のご指摘にもございましたが、現在ほかに動物を飼育している方への譲渡でございますが、飼っておられる動物との相性確認試験を実施いたしまして、2頭飼育が可能な環境であることなどが確認できれば条件の緩和も考えられます。

また、ご質問の2点目でございますが、団体への譲渡につきましても同様に、この3年間は、まずセンターがみずから事業を行うことでノウハウを蓄積することに努めてまいりました。現在、その経験をもとに動物愛護団体等との協働をしていくことについて前向きにその方法等の検討を開始したところでございます。以上でございます。

○吉田スポーツ振興課長 幾つかご質問いただきました。新県営プールの整備に関して地元の声、住民の声をどのように反映しているのか、あるいはフラワーセンターについて、どのように対応するのか、あるいはスポーツ基本法のこともおっしゃっていただきました。県民のスポーツ振興についてどのように考えているのかというようなことでございます。

新県営プールの整備に関しまして、周辺の住民への説明につきましては、もともと昨年頃から地質調査等に入る前に、当然これはまちづくり推進局とも連携しながらでございますけれども、周辺の自治会に事業の概要を説明いたしまして、住民への周知をお願いしてい

るところでございます。現在も自治会役員への説明は順次進めておりまして、引き続き事業の契約が整いましたらSPCの事業者と合同で住民説明会にも入っていくこととしております。

それから、フラワーセンターについてでございますけれども、この事業につきましては、健康増進施設、競技施設及び公園機能施設と一体的に整備するものでございますけれども、単にスポーツ施設を整備するというものではなく、奈良の四季を彩る植栽をテーマに早春の花、桜園、夏の木陰、紅葉の道、実りの森、冬の花園という区域を設定いたしまして、これらの名称にふさわしい樹木を植え、一年じゅう楽しめる新名所づくりを目指すものでございます。あわせて近鉄ファミリー公園前駅付近にはボランティアの方々と共同で整備する花壇も設ける予定でございます。いずれにしましても、この事業の実施に当たりましては、まちづくり推進局と連携を図りながら新県営プールを核とした生涯スポーツ拠点として、また地元周辺の方はもとより、多くの方が気軽に憩える公園として整備したいと考えております。

それから、スポーツ基本法の関係でございますけれども、スポーツ振興法の50年ぶりの改正によりましてスポーツ基本法が制定されたわけでございますけれども、その法の趣旨は、スポーツを国家戦略として推進することとしておりまして、その基本法の定める施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことがすべての人々の権利であるという考えに立った、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示されています。その中でも地域スポーツの重視ということもうたわれておりまして、こういったことにつきましては、県では従来から既に総合型地域スポーツクラブの設立、育成に取り組んでおりまして、地域スポーツの重視というスポーツ基本法の趣旨に沿った施策に取り組んでいるところでございます。引き続き、県民のだれもがいつでもどこでも運動、スポーツができる地域づくりを目標に、いろいろな取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松尾学校教育課長 特別支援教育にかかわりまして、二階堂養護学校の校区変更に関しまして、その後の経過及び病弱部門の奈良養護学校への移転、その後はどうかというご質問でございます。

まず、二階堂養護学校についてでございますけれども、二階堂養護学校の過密解消のため、通学区域の一部変更、大和郡山市でございますけれども、この一部変更における現在二階堂養護学校に在籍する児童生徒の通学区域の変更につきまして、前回委員会で今後丁

寧に対応してまいりますお答えを申し上げ、それを受けまして、7月下旬から8月下旬にかけて学年別の保護者を計6回開催いたしまして、児童生徒の個別の事情や保護者の思いを聞き取ってきたところがございます。この一連の聞き取りを踏まえまして、当初案を再度検討いたしまして、一昨日9月14日でございますけれども、二階堂養護学校の保護者を対象に最後の全体説明会を開催いたしました。この説明会におきまして、大和郡山市在住の在校生の皆さんにつきましては、当初は3年間程度での移行ということを考えておりましたけれども、児童生徒の実情を考慮いたしまして高等部への進学の際に奈良東養護学校に出願していただくという基本的な方向でおおむねご理解が得られたと考えております。

次に、奈良東養護学校病弱教育部門の奈良養護学校への移転につきましては、ホームルーム教室やトイレの大規模な改修、それから、医療機関との連携など解決すべき課題がございます。この病弱教育部門の高等部に在籍する生徒の、平成24年度からの転籍は現在のところ難しいものと考えています。

病弱教育につきましては、対象とする児童生徒の病気の種類が時代とともに変遷しておりまして、全国的に近年では心身症、それから、精神疾患の占める割合が増加している状況となっております。本県におきましても同様の傾向が見られまして、このことから精神的な疾患のある子どもへの対応も含めて病弱教育のあり方についても再度検討していく必要が生じてきたものと考えています。移転計画自体につきましても慎重に対応する必要があるのではないかと考えております。

ただ、病院等に入院しております児童生徒を対象とする奈良東養護学校の訪問教育につきましては、肢体不自由教育と重症心身障害者教育の専門性の共有を図るために当初の計画どおり来年度から奈良養護学校において実施したいと考えております。以上でございます。

○宮本委員 再質問をさせていただきたいと思うのですが、動物愛護センターに持ち込まれた犬猫の譲渡事業につきましては、双方とも前向きに検討していただけるという答弁をいただきましたので、これしっかりと進めていただきたいと思います。

一つ紹介をいたしたいのは、譲渡先を広げている自治体の特徴を見ますと、NPO団体や動物愛護団体との連携を密にしているところが譲渡率を上げているというのが特徴でして、例えば千葉県だと県内35団体と連携、東京都ですと24団体、神奈川県ですと16団体、都市部以外で言いましても山梨県で13団体など、高知県で22団体など、非常に

団体との連携を強めていって譲渡先を広げているということですので、その点、しっかりと団体への譲渡に門戸を広げるということと、個人譲渡の際の基準を緩和するということ強く求めたいと思っております。

それから、県営プールについてですが、緑のコーナーか設けられるということなのですが、今現在のフラワーセンターのように所長を先頭に園芸のスペシャリストがそこに存在して、周りは温室もあって園芸教室を定期的にやっていると、年間1万人の利用者があるわけです。こういうものをイメージしていいのかどうか。先ほど、スポーツ振興課長の答弁ではボランティアの人にちょっと手伝ってもらおうということでしたが、地域の人や、あるいは利用者の望んでいるのはやっぱり園芸教室であったり、あるいは温室の花の写真や写生、あるいは幼稚園、保育園の遠足、こういったものだと思うのですが、そういうものに利用できるようなイメージを持っていいのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、特別支援教育の今後についてですが、学校教育課長から二階堂養護学校については高等部へ進学する際に奈良東養護学校へ出願ということでご答弁いただきました。

1つお聞きしたいのは、大和郡山市在住の就学前の子どもや児童の場合に、例えば中学部に行く際に地域の特別支援学級から特別支援学校に行きたいという場合に、大和郡山市の方は二階堂養護学校に入れるのですよね、それなら。

○松尾学校教育課長 それはありません。

○宮本委員 違うのですか。奈良東養護学校に行くのですか。そうしたら就学指導で、例えば幼稚園の大和郡山市在住の子どもが特別支援学校に入りたいと言った場合は二階堂養護学校ではなくて奈良東養護学校にですか。ということは、実際は今、在学している子に対する対応ということであって、これから入る児童生徒については全部奈良東養護学校ということは、実質はもう1年、2年の先延ばしということで、結局は奈良東養護学校への移行をやるということにほかならないわけですね。はい、そういうことですか。それだと話はまた違ってくると思うのです。

奈良東養護学校が実際に教室不足に直面しているというのは事実ですし、大和郡山市の児童生徒を受け入れ始めると、これまた奈良東養護学校の教室確保の問題が出てくる。そうすると、結局、病弱の子たちは追い出されると言えば言い方が悪いですけども、奈良養護学校に行かざるを得なくなるのではないかとこのように受けとめたのですが、そういうことなのですか。そこは、はっきりしてもらった方がいいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 フラワーセンターに関しましては、現浄化センター公園からそ

の機能は移転するものと認識しております。なお、都市公園として当然整備いたしますので、先ほど申し上げましたような内容については整備をするということでございます。以上でございます。

○松尾学校教育課長 地域の特別支援学級に在籍していた方が新たに中学部から特別支援学校に行く場合は奈良東養護学校ということになります。そうするとまた奈良東養護学校が過密になって、また病弱部門を奈良養護学校に移さざるを得ないのではないかとこの質問かと思えます。

先ほど申しましたように、病弱教育につきましては、平成24年度に移転するということにつきましては難しいと考えておりますけれども、先ほど申しましたように病弱教育につきましてさまざまな課題がありますことから、移転計画についても見直して考えていくことも必要とお答えを申し上げます。

奈良東養護学校の将来的な過密ということに対しましては、例えば奈良県の特別支援教育の検討委員会におきましても、高等部における過密さ解消を図るという点と、インクルーシブ教育という観点、さらに高等学校における特別支援教育の質の向上が期待できるということから、高等学校に分教室を設置することも検討すべきであるという提言も受けております。ここら辺のこともあわせながら、今後検討していきたいと考えております。

○宮本委員 平成24年からの移転はないということなのですが、病弱のあり方そのものを検討するという趣旨だったと思えますが、この問題で、保護者、あるいは組合の先生方から資料をいただいて、この間の話し合いの経過を読ませていただきました。当初、突然の移転の話に保護者も先生も戸惑いを受けておられました。ところが、最初は一生懸命これを前向きに受け入れようと努力を重ねてこられたことがよくわかるのです。例えば病弱部、奈良東養護学校の保護者から出されている当初の要望書は、奈良養護学校に移転した場合の教室の確保、教師の確保、通学路の安全確保、要するに通学時間が2倍になりますから、そういう点で押しボタンの設置を、移転を前提にした要望だったわけですよ、6月の時点では。ところが、話し合いを重ねるたびに移転先の奈良養護学校の実情がよくわかります。そうすると、これは到底無理な話だという認識に発展したわけです。

そもそも移転先の奈良養護学校に行くと教室確保のスペースが相当厳しいです。例えば現在の奈良東養護学校の病弱の人たちの教育を保障しようと思ったら、3学年ですからホームルーム教室だけで3教室、それから、学習室が2つ要ります。知的障害がない生徒の教科学習の保障とか、取り出しをしなければいけません、これで既に5つ要るわけです。

あと、障害特性に応じたリラックスルームの確保、プレイルームの確保、そして生徒会活動もやっていますから生徒会室、図書室、その他書道室、音楽室など挙げますと、少なくとも7教室は要る、今の現状を維持しようと思ったら13教室が要ると、こうなるのです。ところが、肝心の行き先の奈良養護学校にはそんなスペースはないのです。これを見ますと相当厳しいです。視聴覚室を教室に転用するとか、生活訓練室という、重症心身障害児、肢体不自由の児童生徒にとっては重要な部屋を2つに割ってホームルームにするとか、教材室を1個教室にするとか、それだけでは足りないから当然被服室とか陶芸室といった奈良養護学校の児童生徒が今使っている部屋を特別活動室に転用すると、そうなる、同じ校舎の中に病弱の部門の教育と肢体不自由の教育が一緒に存在します。ところが校時、チャイムが鳴る時間がちがいますから、非常に教育としては専門性の共有どころの話ではないと思うのです。そういうことが明らかになってきたから保護者の皆さんは、これはやっぱり受け入れられないと、一体病弱教育をどうとらえているのですかという声に変わってきたというのが正確なとらえ方とちがいますか。その辺、学校教育課長、どのように受けとめますか。

○松尾学校教育課長 奈良養護学校に当初計画では、平成24年度から奈良東養護学校の病弱部門が移転するというございましたけれども、その折にはホームルーム教室3クラスを含めまして、幾つかの教室が一緒になるわけですけれども、それは一定確保できるということで計画をしてございました。ただ、今の計画の見直しも検討していくということでございますけれども、これは二階堂養護学校からの奈良東養護学校への通学区域の変更、それから、この病弱教育ということを経済疾患の生徒もふえておりますので、そこら辺を見直していくという大きなくりの中で、病弱教育の部門の移転ということについては再度検討する必要があると考えておる次第でございます。

○宮本委員 病弱をどうしようと思っておられるのか聞きたいのです。今、精神疾患がふえてきていると、そういう生徒たちの学ぶ場を保障しなければならない、当然ですね。この法的根拠は何かというと、学校教育法施行令第22条の3、これは教育行政にかかわっている人なら皆が知っていると思いますが、障害の程度による規定です。これを見ますと、日本の障害児教育は5つに分類されていまして、視覚障害、聴覚障害、知的、肢体不自由、そして病弱なのです。すると、障害児学級で規定されているような発達障害とかそういうものは、ここで明らかに入るところがない場合は病弱の規定の中にいろいろと病状を書かれてありまして、悪性新生物、その他の疾患と、こうなっているのです。ですから、言っ

てみれば精神疾患の子たちの最後の受け皿が病弱部門なのです。ですから、病弱部門を今後検討すると言いました。どちらの方向に検討するのかです。充実させると、そういう最後のとりでとして受けますよと、たくさん受けますよという方向に検討するのか、いや、それはちょっとどこにも入らないのだから頑張って一般校を受験してくださいとか、不登校症状が続いているのだったら引き続き家にいてくださいという方向に検討するのかとか、大変な違いですから。この学校教育法施行令第22条の3も踏まえて、病弱教育をどうとらえておられるのか聞きたい。

○松尾学校教育課長 病弱教育につきまして今後検討していきたいと思っておりますけれども、委員からいただきましたその他の疾患という1項が入ってございますので、幅広くとらえていくのか、それともやはりもともとは入院している生徒の教育保障ということから始まりました病弱教育でございますので、その方向も含めまして今から考えていかないといけないと思っております。

○宮本委員 では、話をもとの話題に戻しますが、そもそも知的養護学校の過密から発生した問題だと思うのです。知的障害養護学校の児童生徒の推移を見ますと、2006年度にもうどうしようもないピークに達して西の京養護学校、現在の奈良東養護学校ですが221人、もうパンク状態。バスはもう2時間以上乗っていると。二階堂養護学校はもう238人と、かつてないパンク状態になって、西和養護学校が2007年に新設され、奈良西養護学校が2008年に新設されました。これによって一定落ちつくかと思いきや、またすぐに二階堂養護学校は今年度236名と、2006年の山がもう来てしまったわけですね。東部でやはりニーズが高いという問題がありますし、また、西和養護学校はもう238名です、もうパンク状態です。もうこういう状態にあるわけで、これを今ある5つの知的養護学校のやりくり、学校のやりくりで解決できるのかという思いを持つわけなのです。

それと、さっきおっしゃった病弱、精神疾患だけではないのです。脳梗塞の後遺症の子もおれば腎疾患の子だっている、それから線維筋痛症ですか、FMS、この生徒もいると。こういう中で、病弱の養護学校も新設しないといけないのではないかとというぐらいニーズが高まっている中で、こういう校区変更とか病弱を移すという対応で本当にこの先もつのですかということを思うわけです。その点、養護学校の新設が必要ではないかと。これは保護者もそれを要望しています。その新設については何か考えはないのですか。

○松尾学校教育課長 知的障害を持たれる子どもさんの特別支援学校への進学的人数がふ

えておりました、そのことで新しい学校の新設ということでございますけれども、いわゆる先ほど申しました特別支援教育の検討委員会の方からも地域に根差した教育をどう進めていくか、それが大事だという報告も受けております。新しい養護学校を新設することがその地域に根差した教育ということと相反する部分もございますので、そこら辺は、今のところ大きな方向としては地域に根差した教育をどう実現していくかということが大事だろうと思っています。そういう意味では、特別支援学級に行くのか、それとも普通学級に行くのか、それとも特別支援学校に行くのか、そこら辺の就学指導のこともしっかりやりながら考えていきたいと思っています。

○宮本委員 地域に根差すという考えから養護学校の新設にちゅうちょがあると、こういう話だと思うのですが、養護学校だって地域に根差している学校はいっぱいあると思うのです。西和養護学校だって新設したときにいろいろ心配もしましたが、やっぱり地域になじんでいますし、平群町で西和養護学校に行っている子どもたちも平日の夕方であったり休日であったりと、地域でしっかり活動する場があって、ちゃんと認識もされています。そういうことから言えば、インクルーシブというのは、ただ単に障害児と健常児と一緒に学ぶということだけではなくて、真意は排除しないということですから、どんな障害があっても学びの場から排除されないということが大事で、そういう点で言えば病弱部というのはこれまで排除されてきた歴史があると思うのです。インクルーシブ、インクルーシブと言うのだったら、病弱教育をきちっと保障するべきだと思います。

もう一つ提起したいのですが、奈良県は、養護学校が過密だと言っていますが、本当に過密しているのかということを検討したのです。例えば在籍率というデータがあるのです。これは、全部の児童生徒のうち特別支援学校に在籍している児童生徒数はどれぐらいかという率です。これを見ますと、奈良県は決して高くないです。在籍率で言いますと、小学部では27位、中学部は14位です。実は20年間の伸び率という隠された数字がありまして、特別支援学校に在籍する子どもの伸び率というのは、小学部は全国4位、中学部は何と断トツの1位なんです。ぐっと伸びて14位まで来ているのです。小学部は伸びて27位です。決して特別支援学校に行く児童生徒が多過ぎるわけではないのです。校舎、学校が足りないのです、結論から言えば。

特別支援学級、要するに就学指導を改めて地域にと学校教育課長がおっしゃいましたが、では地域の学校の特別支援学級がすいているのかどうかを見ますと、全然そんなことないので、特別支援学級の在籍率という全国比較データがあります。これは教育大学の学生

さんが卒業論文で調査されたのですが、奈良県は何と全国4位です、小学部は。中学部は特別支援学校に行く生徒がふえてきたのか12位ですけれども、それでも全国平均より随分高い。だから、地域の小・中学校の特別支援学級はもう過密状態。そして、はじき出されて特別支援学校に行きたいと思って行ったら、そこは学校の数が少ないから過密状態と。こういうデータをしっかり見て分析する必要があると思うのです。そういう点でも新設校を検討されませんか。

管財課に資料をもらいました。管財課の人、嘆いていましたよ、高校跡地が売れ残っているのですと。例えば高田東高校、今、民俗博物館の収蔵品の保管に一部利用していて、ほかは使っていない。例えば志貴高校、フットボールセンターで運動場半分は使ったけれども、残りは使っていない。例えば、過密してもう爆発寸前という西和養護学校の大和高田市の子たちを高田養護学校という形で高田東高校の跡地に新設すれば、これはもう地域に根差した、2時間もバスに乗って行く必要がないのです。地域に根差した、それでいて一定の集団もつくれる新設の養護学校というものも検討できますし、また、先ほどの二階堂養護学校の過密ということで言いますと、志貴高校の跡地を使って、これは高等部だけを出すとかいろいろ検討は必要だと思いますが、そもそものこの在籍率の問題を見たら新設を真剣に考えないといけない時期に来ているのどちがいますか。

そして病弱を受けるというのだったら、まさに病弱の学校というのは病院に併設される形で必要だと思います。ちょうど例のマグネットホスピタルですか、北と南に1個ずつくるというのだったら、そういうものに積極的に教育委員会もかんでいって、いや、病弱部門大事なのだと、ついてはということで構想をつくる段階から入っていくとか、そういうことが必要だと思うのです。

それで、改めて最後に教育長に聞きたいのは、こういったさまざまな課題がある中で、この問題に答弁しているのは学校教育課長です。特別支援教育の専門集団が学校教育課の分室というところに入っているのです。非常に狭い部屋で頑張っておられるのです。学校教育課長はよく精通されていて、きちっと答弁していただいていた、よく実態もつかんでおられることと思うのですが、本当にこの問題を解決していくのだったら課を新設して、本腰入れてグランドデザインというのだったら、それにふさわしいような検討を加える必要あると思うのですが、課の新設とか考えませんか。

○富岡教育長 今、直ちに新設についていたしますとかいたしませんとかということは申し上げられないと思います。ただ、グランドデザインに入る前には方向性というのを検討

いたします。これは2年間の限定で、特別支援をどうしていくかということで学者先生に入っていて検討をしてみました。それを受けまして、それをどう実現していくかというグランドデザイン、全体構想ですね、その段階で我々は現状と、我々の方向性を受けました具体的な形をお見せするという必要性があります。だから、グランドデザインというのを出しました。ただ、現実の問題としましては、特に特別支援でございますから個々の問題がございます。それを無理無体に推し進めようという気持ちは全くございません。過密解消もすべて子どもです。障害を持った子ども、それをどうしていこうか、過密な状態でほうっておいていいのか、そういうところからスタートをしております。ただ先ほどから新しい学校とおっしゃいますけれども、校庭があったら学校ができる、そういうものではございません。学校の先生ももちろんたくさん必要となります。一挙にそんな形に進めるものでは、当然ございません。

それで、この知的障害の子どもたちがどうしてこんなにふえてくるかの国的な研究も原因が究明されておられません。ただ、現象としてふえてきております。我々は最大限、今ある中でどう過密というものを解消していくかということで具体の案を出しました。そしてご質問もありましたし、現場でいろんな聞き取りをやってまいります。そこで現実的には拙速するなど、そういう結論に達したことをきょうご質問に対してお答えしているところであります。ですから、学校を直ちにどうこう、あるいはそれを考える課をもってそれに臨め、その辺のところについてはただいまお答えすることはできませんが、あくまでも現実問題は、ソフトケアをしながら着実にご理解も願いながら進めていきたい、その思いだけはしっかり持っておりますのでその言葉だけでございますけれども、当局としてはこれしかできないと思います。

○宮本委員 きょうは関係者の方もお見えですし、よく保護者、児童生徒の声に耳を傾けていただいて、しっかり検討していただきたいと申し上げまして終わります。

○和田委員 報告事項をいただきましたが、そのことにかかわって、あいまいですが2～3点申し上げて、そして、これまで行政側に問題提起をさせていただいたり要望をいたしました件について、さらに深める形で再度質問、要望を出したいと思っております。

まず、報告事項の件でございますが、新プールの建設の関係でございます。先ほどより浅川委員はじめ宮本委員もご質問されております。説明をしっかりと聞かせていただきました。内容的には新プール、非常に充実したものになるのかな、あるいはサービス、県民に提供するという意味においてまず問題がないのではないかと、このように認識をいたしま

した。

まだ疑問に思いますのは、今日の財政事情の中で安くていいものをつくることが大変重要ではないかと。そういう意味におきまして、例えば、予定価格が71億円か72億円の設定で、69億円余りに落ちついておりますが、その選び方、前にもこの委員会で出ましたが、技術評価点が700点、そして価格評価点が300点。このような構成で、果たして安くていいものというこのねらいができるのかどうか。安くていいものということを考えて場合、安いということも真剣に追求しなくてはいけない、価格評価点はもっと引き上げる必要があるのではないかと思うわけです。そういう点で、今日の厳しい財政事情の中で、その歳出の仕方、バランスの欠いた県民感情から離れたものになっていないのかどうかということが大変気にかかっております。その点について、この新プール建設、立派なものではあるけれども、大きな費用をかけていくわけだから、費用対効果という点でしっかりと県民への説明責任を果たしてもらわなくてはならないだろうと思うわけです。この点どうお考えなのか。

それから次に、PFIを導入していくけれども、たまたま今回はPFIという手法を取り入れました。これから財政事情、まだより一層大変厳しくなるときもあります。今の経済の状況、来年になるともっと厳しくなるのではないか、このような話でございます。そうすれば再来年の財政収入も大変厳しくなる。これからそんなことも考えられるわけですから。そうしますと、県財政が厳しくなってきたと、民間の力をかりようではないか、こんなことで安易に財政のひもが緩んでいくということになると、これまた大変なことになります。そういう意味で民間の力をかりるということは大変重要なこと。しかしながら、このPFIを安易に導入していくということはいかがなものかと思うのです。そういう思いもございますが、これに対して関係課から、あるいはくらし創造部長からでも結構ですがお答えをいただきたい。

2つ目は特定小型焼却炉は非常にいい取組ではないかな、施策ではないかと思えます。この小さな焼却炉が今までは規制されていなかった。ダイオキシン等の心配、それから、苦情も殺到しております。そういう意味では、遅きに失したとはいえ、これはしっかりと事業者には遵守していただくよう徹底をしていただきたい。しかしながら、これを徹底していくときに、例えば地場産業でこの小型焼却炉をどんどん使っている地域がございます。例えば製材業などはどうなのでしょう、非常に気にかかります。ですから、この小型焼却炉で規制をしたということで混乱を招かないように、焼却のやり方が変わっているとい

うことを丁寧に説明を果たしていただきたいと思うわけです。そういうことで、これは要望をしておきます。

次に、これまでのいろいろな議論を踏まえての質問、要望になるわけですが、このたびの台風12号による災害、本当に奈良県も甚大な被害、人的被害、そして物的被害を受けました。これが今後は経済的被害という形でさらに広がっていくわけですが、それはそれとして今報告を受けました。また、各委員の皆さん方がご質問されておりますので、一応それは置いておくとして、防災教育について質問したいと思います。

県が作成いたしました防災教育にかかわる冊子を見せていただきました。私もことし初めて議員になったものですから詳しく知らなかったのだけれども、改めてこの冊子を見せていただいたわけですが、これは基本的には奈良県学校地震防災教育推進プランとなっているのです。そうすると、この防災教育は地震対策で終わっているのかなと受け取りました。実際中身を見ますと、地震が起きたときはこうするのだとか、地震が起きたときのいろいろなことについて知識を持とうと、いろいろなことがこの中に書かれておりますが、では今回の中山間地におけるあの災害、防災、どのように子どもたちに教え込んでいくのか、これは大変重要なことだと思うのです。奈良における独特の地域性を考えて、防災教育の中に奈良の地域性を取り入れた防災教育のあり方をこの中に入れる必要があるのかなと。

例えば、土石流が来る、鉄砲水が来る、そういうことは大いにあることだから、そうしたら、そのときにどうするのかということが大切だろうと。単に地震だけではない、そういうような中山間地における防災体制を固めていく意味でも子どもたちに防災教育をその地域の特性に合わせて勉強していくことが必要ではないかと思うのです。まず皆さんお互いにそうだけれども、地震が起きるとすぐに自分の身を守るでしょう、地震が起きたら自分の身を守る。まず、自分の身の守り方を教えてもらわないと困ると、子どもたち、自分の身を守る。まず自助、みずから助ける、被害に遭わないようにする。

あの先生、お亡くなりになった方、本当にもうかわいそうな話でございます。いろんな人たちに何人か聞きますと、あの地域の事情に疎かったですからねと、こうおっしゃるわけだから。だから、本当にかわいそうなことでしたと言うのだけれども、地域の事情に疎いというよりも、中山間地の防災教育がしっかりできていたら防げたかもわからない。あの方の命は守れたかもわからない。そういうことで、瞬時にして起こる鉄砲水も、あるいはどうしてどこで崩れるかわからない崩落、崩壊、こんなことも含めて、奈良県の特徴を

生かして、防災教育をもう一度見直す必要があるのではないかということについてお答えをいただきたいと思います。

それから、東日本大震災で発生した瓦れきの問題について、今やかましくなってきました。特にせんだっての内閣、今の新内閣ではないです、その前の内閣のときには、この東日本大震災で発生した瓦れき、全国の皆さんにひとつ協力をしてそれぞれのところへ受け入れてください、協力してくださいとお願いをしました。しかし、よくよく考えてみますと、あそこの瓦れき、特に福島原発のところの放射性廃棄物、放射性物質、これがもう大量にいろんな形で生まれている。例えばきのうの朝日新聞では、もしも除染ということで土を削っていくとなると東京ドームの80杯ですか。これだけの量、除染だから原子力の放射能を含んでいる。これを全国のところへ運んで、それを処理できる能力がありますか、どうですか。ですから、これは最近知ったのですけれども、この奈良県においても東日本大震災の瓦れきを市町村で受け入れます、美談にも近い話になるかもわからないけれども、助けてあげるというけれども、実は自分たち自身が放射性廃棄物で汚されていくと、自分たちの体を毒していくと、こういうような問題が起きるわけです。ですから、この瓦れき等の廃棄物を受け入れるということは慎重にならなければいけないのではないか。いや、それ以上に、もうこれはノーとはっきりと言うべきではないか。それから、瓦れきの破碎ということでは2カ所が受け入れると言っています。これも瓦れきの破碎、そこに放射性廃棄物が含まれておったらどうしますか。含まれておったらというよりも、含んでいるに違いないでしょう。まさかより分けて、これは放射性廃棄物だ、これは普通の廃棄物だと、分けるわけにもいかないから。そして、10トントラックがあれば、濃い放射性廃棄物があれば、また薄いものもあるわけだ。そんなの分けられるはずがない。

だから、これは国で呼びかけたとはいえ、逆に何を言っているのかと怒ってもいいくらいではないかと思うのです。受け入れるのは市町村の自由だと言うけれども、ここまで運搬するのにどうなるのです。そして、奈良県民が放射性廃棄物、特にもっと限定すればこの焼却炉、ここで携わる従業員、公務員、この方たちが放射能で体をやられるかもわからない危険性が伴っております。明確にはっきりと、奈良県では受け入れは困ります、受け入れません、こういうようなことを言えないものだろうか。それだけの決断をやってもいいのではないかと。

ではそこで、福島県、東日本に対してそんな冷たい態度をとっていいのかと、いや、東日本の皆さん方には本当に同情はいたします。しかし、これは、国レベルからの発想です。

一地域でそんなことだけを言っておいたら地域エゴです、これははっきり言って。しかし、我々もともに死のうではないかというようなことでは困るわけで、共に放射能をかぶろうではないかと、そんな発想はだめなのだ。県民の命を守らなくてはいけない。それと同じようなことで、その放射性廃棄物は現地で封じ込める、そのことを最大の目標に掲げてやる必要があるのではないか。特に原子力発電所のところはもう廃炉に近いのだから、もうつぶしてしまって、あそこで放射性廃棄物を処理してしまう、こういうことも考えられるのではないかと思うのです。だから、これは国的観点から放射性廃棄物を閉じ込めてしまうという対策を国に対して行ってもらいたい。また一方では、県下の市町村に対しては知事の態度表明、そういったことも含めて啓発をしていく、こういうことが必要ではないか。特に廃棄物対策課、あるいは廃棄物対策課をお持ちの景観・環境局、放射性廃棄物を県内に持ち込まない、そのことについていかにお考えなのか、お答えをいただきたいと思うわけでございます。

それから、県内の最終処分場の問題でございます。受け入れるというようなことを明確に表明している県内の最終処分場は今のところ知りません。しかし、これは民間事業者が経営しております。そういうような民間事業者の対応も調べる必要があるのではないか、このことについてお答えをいただきたい。

最終処分場のその後の問題に入りますが、最終処分場については、例えば、宇陀市内に最終処分場がございますけれども、それが事業経営が破綻した後、代執行の構えを奈良県はせざるを得ない状況に追い込まれています。こういうような逃げ得をされてしまうとぐあい悪いわけですから、その辺のところを県内の最終処分場を運営されている事業者にはしっかりと指導しながら、しっかりと責任を果たせよ、最後の最後まで面倒を見るのだという指導を徹底していただきたい。あわせて、それは私の地元であれば桜井市の最終処分場からは異臭が出ております。これに対して事業者はそれなりの対応はされているように聞いておりますが、しかし、日々苦しんでおる。この辺についても地元住民はこのままでいいのかとって県に対して苦情を言っているわけだから、県行政としてしっかりとこれには対処してもらわなくてはいけないと思うのです。このことについての対応をどのようにされているのか、されるのか、ひとつ明らかにしていただきたい。

それからあとは、この最終処分場を埋め立てられたら、維持管理というものが大切になってきます。間もなく桜井市は完了します。これから県内の7～8カ所ある最終処分場も3年、5年たてば店じまいをしていくわけですから、そういうところの先例となるような

いいしまい方、維持管理の仕方、こういうことをやってもらわなくてはならない。この辺のお考えはどうか、お示しいただきたい。以上です。

○吉田スポーツ振興課長 新県営プールはPFI事業で実施しているわけですが、けれども、そのメリットといいますのは、設計、建設、維持管理、運営などの各業務を包括的に複数年にわたる長期契約、一括契約の形態で発注することによりましてコストの縮減が期待できるものでございます。また、それぞれの業務におきましてPFI事業者に出資する企業連合としてのノウハウが発揮されることで、より良質な公共サービスの提供が期待できるものでございます。

今回の事業につきましては、単なる施設整備ではございませんで、プール、フィットネススタジオ、トレーニングジム、テニスコート、野球場、園地など、多種多様な施設を設計、整備しまして、15年にわたり維持管理、運営を行う業務でございます。こうしたことから、こういった事業につきましては応募者のノウハウを生かした提案の差が反映されやすい事業内容であり、さまざまな施設の総合的な整備、運営に関しまして応募者の創意工夫を生かしたよりよい公共サービスの向上、継続につながる提案を期待できる事業でございます。一般的にこうした事業につきましては、応募者のノウハウの差が出やすい事業ということで、内容点の割合を大きくとる傾向がさきにされている事業でございます。

先ほど委員がおっしゃいました価格点と内容点のことでございます、したがって、補助事業におきましては価格点よりも内容点、民間事業者からの積極的な創意工夫の評価を重視することといたしまして、価格点を300点、内容点を700点ということで採用したものでございます。なお、これらにつきましては、新県営プール施設等整備運営事業PFI事業者選定審査委員会におきまして議論、決定していただいたものでございます。いずれにしましても、こうした事業を実施いたしまして多くの県民の方、子どもからお年寄りまでの方が一年じゅう集えるような、そういったような公園に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○柴田保健体育課長 防災教育につきましては、従来から学習指導要領の総則中の安全に関する指導の一環としまして行われているところでございます。保健体育科の授業はもとより、技術家庭科、特別活動などにおいて適切に行うよう努めることとされております。また台風による被害を受けまして、改めて防災教育の大切さを実感しておるところでございます。

このことに関しまして、県教育委員会の取組としましては、先ほど委員のお話の中にも

ありましたように、実は、平成18年に全国でも先駆的な取組としまして、発達段階に応じた具体的な指導展開例も掲載した形で奈良県学校地震防災教育推進プランを作成いたしました。冊子2,500部を作成しまして、県内すべての学校、園及び市町村教育委員会へ配布し、その活用を進めているところでございます。また、学校での取組の状況は毎年調査しております。平成22年度調査におきましては学校防災計画については525校中506校、96.4%が作成し、避難訓練の実施については525校中518校、98.7%が実施しております。また、訓練を2回以上実施している学校につきましても75.7%に上っております。家庭、関係機関と連携した避難訓練の実施につきましても98.7%が実施しておるところでございます。

一方、生徒の指導に当たります教員に対しましては、教育研究所での教員、初任者研修会、管理職研修会、また、本課実施の学校安全教室、防災担当の先生方で構成されます安全教育研究会等でも防災教育に係る研究、研修指導を実施し、先生方の資質の向上にも努めておるところでございます。奈良県学校地震防災教育推進プランに関しましては、地震に備えたというような形で中身の多くが編集されておりますけれども、もちろん地域の実情に応じた形で地域の自然環境でありますとか、あるいは災害や防災についての基礎的、基本的事項が理解できるように、特に保護者、地域、関係機関等と連携した防災教育の充実に向けて今後ともより一層その充実と推進の方に努めてまいりたいと考えます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 東日本大震災の災害廃棄物につきましてご質問をいただきました。状況も含めまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

東日本大震災で発生いたしました災害廃棄物の受け入れにつきましては、全国的な支援が必要なことから、4月に県に対して国から市町村への調査依頼があったところでございます。可燃ごみの焼却や家電製品の破砕等、支援可能な内容についての調査でございまして、複数の自治体の回答を県が取りまとめて5月の初めに報告をしたところでございます。その後、福島原発の事故を原因とする放射性物質の問題が表面化いたしまして、災害廃棄物処理の安全性について受け入れを表明した自治体だけではなく、各方面から不安の声が上がっていることは承知をしておるところでございます。国では膨大な災害廃棄物を迅速に処理するために廃棄物処理の再委託を特例的に認める廃棄物処理法の改正や、市町村にかわって国が処理するための特例措置法の制定等が行われておるところでございます。その中でも放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物につきましては、市町村の最終処分場において埋め立てが可能な焼却灰の基準等、放射性セシウム濃度が1キログラム当

たり8,000ベクレルと承知しておりますが、が示され、広域処理のガイドラインも策定され、被災した市町村を支援するための制度的な枠組みは整えられてきているところでございます。しかしながら、このような状況ではございますが、現時点では国からの具体的な支援要請は受けていないところでございます。この点をまずご承知おきいただきたいと思っております。

それで、その中で現時点では国から支援要請がない状況ではございますけれども、先例のない事態であることが廃棄物の処理の長期化が見込まれることから、全国自治体の動向を注視しながら、特に放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物等につきましては国がその安全性をしっかりと説明しなければならないと、あるいは不安の解消に努めなければならないと考えております。必要に応じまして、国に対してさらなる説明責任を果たすように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○榊田廃棄物対策課長 本県の場合ですと、産業廃棄物処理処分場はそれぞれ民間事業者でやっておられるわけなのですが、各事業者ではその処分場が安全な状態で開始されるまで、それには相当な期間が通常あるわけなのですが、安全な状態となるまで法令に基づきまして維持管理責任があるわけでございます。県といたしましては各地元等からの要望等にも留意をいたしまして、事業者の実施状況を継続的に監視していく、必要に応じて指導等を行ってまいりたい、そういう所存でございます。

桜井市内の処分場についてであります。こちらにつきましては県の景観環境保全センターが他の県内処分場等と同様にその状況につきまして、土日を含め、毎日巡回で確認をしております。その巡回におきましては、処分場周辺でのにおい、場内における作業の状況等を確認し、必要に応じて指導等も行ってきているところでございます。

また、処分場から出る水の水質の問題でございますが、廃掃法により事業者には検査が義務づけられておりまして、またそれに加えまして県は年4回、処分場からの放流水及び周辺河川2カ所での検査、さらに加えて桜井市が年2回、周辺河川等5カ所で検査を行っております。いずれの水質検査におきましても、国が定める環境基準等について問題のない結果となっております。

一方、事業者といたしましては、その責務といたしまして水質保全、あるいは臭気対策等に取り組んできておるところでございます。また、この処分場の、委員お述べのとおり、埋め立ての終了時期を見据えて、その跡地の緑化など維持管理等についての検討も進めていると、そのように県の方では聞いております。以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 和田委員のご質問にお答え漏れがございました。

処分場に対して意向を調査された、あるいは意向を示しているという調査をされた例も、意向を示しているという事実も聞いてはおりません。

○和田委員 新プールのことでございますが、やはり財政の状況をにらみながらどういう施策を行っていくのか、どれだけのお金を注ぎ込むのか、そういうことを皆さんは計算されて使っていくのでしょうか、県の政策、施策としては。ですから、今、県行政あげて、どういう問題に取り組むために重点的に投資をしていくのか、事業を推進していくのか、こういうことを考えた中で、この新プールの69億円という額、大変大きな額に違いないのだから、そういう意味では政策として考えていく必要があるのではないか。皆さん、どんな政策でもそうなのです。重点的な政策実行において、皆さん方が努力されているはずだ。ほかのところからすれば、何や、あの69億円もかけての新プール、こういうような見方をする人たちもいるやもしれません。そんなことも含めて、この県民感情をしっかりと、ニーズの問題、それをとらえながら対応をしていく。つまり施策の実施の仕方ということについて慎重にやっていただきたいと思うわけです。時間の都合もございますので、これは要望だけにしておきます。

それから防災教育ですが、これは先進的な取組だというご報告をいただきました。それは結構なことだと思います。しかし問題は、この時期にあの災害が発生したわけです。すごい状況になりました。そうしたら、これが生きた実践です。そのときに皆がとった行動はどうか、何を感じ、どうして皆が助け合いをしたのか、どういうことに苦勞したのか、そういうことを子どもは子どもで肌身に感じているはずだ。床下浸水もたくさんあったし、怖いなと思ったことがあったはずだ。この気持ち、この体験、これをきちっと集約しながら、そしてそれを普遍化していく、そういうような形で防災教育のプランというものをより一層充実していく必要があるのではないか。生きた実践につながる教育の内容をつくり上げてもらいたい。そういうことで、これも要望にとどめておきたいと思います。

それから、この東日本大震災の災害廃棄物の受け入れのことについては、国は8,000ベクレル以下であれば安全だということを言っておるけれども、一体この8,000ベクレルが搬出のときなのか焼いて凝縮したときのものなのか、内容、非常にまだまだあいまい、抽象的。そして8,000ベクレルというけれども、それはどうやって測るのか。いや、測る機械はありますよ。測る機械はあるけれども、中には濃いものもあるし、だれが運搬をやっていくのか。恐らく防護服を着たり、それはもう決死の覚悟で現場は作業さ

れて、運ぶトラックも大変だと思う。なら、海で運ぶのかということになるけれども、また陸揚げするのも大変です、これは。だから、そんな手間暇かけて危険な可能性を含んでいることよりも、現地で埋め込んでいこうではないかと、そのために全国の皆さん方の声と、そして応援、みんなしっかりと投入してあそこを支えていくようにしていくということも必要ではないか。知事としてその辺のところはよく考えていただくように、あるいは理事者側の皆さん方自身もよくその辺のところは考えて、この問題に対処をしていただきたい、これも要望にしておきたいと思う。

それから、この最終処分場の問題でございます。最終処分場のことについては、特に私の地元のことで一番よくわかっておるので、あえてもう1問だけ再質問いたしますが、これからいよいよ終わりに近づいてきて閉めていく、あとは維持管理をしていることがあります。これについて、これからの見通しはどうお考えなのか。何よりも最終的には地元の住民が、これでもうわかったと、これで一応この問題は了解したというようなところに落ちつかなければならぬだろうと思うのです。事業者は今まで地元住民を苦しめてきた。行政は行政で監視が緩いがために、いっぱい問題をさらけ出して地元住民から苦情が出ておる。だから、やっぱり最終的には住民の皆さんの健康と命を守ることが原点だから、その方に向かって収束をさせていかなあかんわけだから、それを大切にするという観点からこれからの流れをつくってってもらいたい。そういう意味では、そのような流れをつくる方向をお持ちなのかどうなのか、答弁いただきたいと思う。

○榊田廃棄物対策課長 桜井市内の最終処分場の今後ということでございますが、まず1点、この桜井市内の処分場の終了予定時期ということになりますが、施設を設置する許可、その許可において終了日というものは定められるものではございません。いつ終わるのかということの予定ですが、これは事業者から定期的に県に報告があるわけなのですけれど、その報告の中で、現在は平成28年6月30日が一つの日となっております。

委員お述べのとおり、現場においては外形的には終了に近づいてきておるということなどは私も確認しておるのですが、それでは、これからどうしていくのかということで、処分場の埋め立て終了後の維持管理が一つの問題になろうかと思えます。これにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮ではございますが、事業者が検討しております。例えば緑化整備、そういったこともあわせて跡地のあり方を検討しておると聞いております。現時点で県に具体的詳細な相談があるかという点、そこまでは至っておりません。県としては計画が固まり次第、県にも言ってくださいというようなことで事業者と

は話をしてくれております。県としては、その事業者の進捗状況を随時確認しながらやっていきたいと思っておりますが、その過程で事業者から地元に対しても説明等があるものと思っております。県としてはその動きに十分留意していきたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 先ほど申しましたように、地元住民の意向を考え、これをやっぱり一番大切に、原点に戻るといって意味でしっかりと地元住民との対話を欠かさぬように。それを事業者に指示する必要もあるし、県としても必要なことはもう言うていく、説明をしていくということもあるでしょう。そういうことでよろしく対処していただきたい。

それから、重ねて申し上げますが、放射性廃棄物を含んだ東日本大震災の瓦れきを奈良へ持ち込むということは、あるいは全国に拡散させるということは、日本に大変厳しい状況を生み出す可能性をはらんでいる、危険を持っておる、そういうことで、これは断固反対。そして現地で封じ込める。そのことをいろんな技術、知識を駆使して、お金をしっかりと投入して現地で封じ込めるという形で対処してほしいと要望しますし、私自身もその行動は起こしたい。このことだけを申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○山本委員 先ほど宮本委員から特別支援のことについて質問をされましたけれども、私の方からもその点において数点お聞かせ願いたいと思っております。

そもそも前回の委員会で、もう一度この件に関しては丁寧に対応をしていくということで、先ほどの経緯を説明していただきました。その根本は何かというと、去年の5月から11月までの間のランドデザインの委員会で、先ほどから12回ですか、開催、ヒアリングなどをされている。そして、ことしの4月25日に保護者の方に家庭訪問をするまでの間、そもそもその保護者の方々に何の相談もなく事が進んだことが発端をしたと、もうその経緯は多くは語りませんが、それ以後、丁寧な説明をされながら6回の学級面談をされて、9月14日には方針が出された。それが先ほどの方針だと思うのですけれども、私もその前回の委員会からきょうまでの間に、二階堂養護学校も、それから奈良東養護学校も視察に行かせていただきました。そんな中で二階堂養護学校の過密、それから奈良東養護学校のまだゆとりのある教室があるということも見せていただきましたけれども、その間の保護者の生の声が余り教育委員会に伝わっていないというのが私の率直な意見でございました。

14日出されたのは、新1年生、それから中学3年から高等部へ入る人、それ以外の大和郡山市の人は二階堂養護学校に残るということですが、1点、中学部から

高等部へ入る、小学部から中学部へ入る、おおむね1年生からだったら9年間在校期間があるわけですが、中学部1年の子は3年生になると高等部へ行かなくてははいけない。3年生の子は、もうあと1年で行かなくてははいけない。特別支援学校の小学部1年に入ってから、その課程の中で、子どもたちのことを考えて中学、高校までその養護学校へ入っている。それで、環境の変化がないようにして入るのがその障害者の一貫教育みたいなものです、その施設である。しかし、中学部から高等部に入るために奈良東養護学校へ行くということは環境の変化で大変なストレスがたまる。そのことにおいて、それを来年から、中学部3年の人は高等部へ入ってしまうというような、それは先ほど教育長が言われたように、決して子どもたちのことを考えたら強制的にそうしなさいという思いはないということを信じていますし、そういうことにしていただきたい。

例えば、たくさんの子どもたちの保護者の気持ちはこちらへ寄せられているのですけれども、1つだけ紹介させていただいたら、中学3年の保護者の方の意見です。「知的障害、てんかん、言語機能障害、そしゃく障害があります。転校の話にストレスを感じててんかんの発作が起きる可能性があると思われたので、担任の先生と相談して本人には伝えないことにいたしました。ほかの先生から本人の耳に入り発作が起ってしまった。子ども自身も転校を嫌がっています。その精神的ストレスで先日2度目の発作が起こり、転倒し、けがをいたしました。現在も入院中です。担当医師に、大きなストレスがあるのではないか、通常ではあり得ない発作であると言われました。転校は我が子に負担は大きく、親子とも二階堂養護学校を卒業することを願っています。どうかよろしく願いをします」、こういう中学3年の保護者の切実な思いです。

2年生、1年生の親からも寄せられています。小学部の方々もあるのですけれども、それは小学部の方々も中学部まで行けるし、その年数も長いわけですから、その辺の対応もできるだろうと思います。だけれど、中学部から高等部へ、二階堂養護学校から奈良東養護学校へ移る、これには切実な、子どもたちのことを考えたら、何とかそれは地元の二階堂養護学校のまま行かせてほしいと、この中学部3年の保護者の人の話を聞いたらよくわかると思うのです。だから、そこの点、今この話を聞いて、あくまでも中学部から高等部へは強制的に奈良東養護学校へ移れと言うのか、いやいや、個別の事情があれば二階堂養護学校高等部に残ってもいいですという考えなのか、その点聞かせてください。

○松尾学校教育課長 先ほど申しましたように、二階堂養護学校の大和郡山市の方におきましては、高等部に入るときにという基本的な考え方をお伝え申し上げたところでござい

ますけれども、今、委員からございましたように、その環境の変化に子ども自身がどうしても耐えられないということになってくると、それは一定の配慮が必要かと思います。ただ、そういう環境の変化への配慮といたしまして、奈良東養護学校に入学する生徒を対象に、奈良東養護学校の生徒の事前交流学习を今後継続的に実施していきたいと考えています。このことによりまして、入学する学校になじみ、生徒間にも仲間意識がはぐくまれますとともに、あわせて生徒に対する教員の指導とか指導内容につきましても一定の継続性を保つことができるのではないかと考えております。以上でございます。

○山本委員 基本的な方向をすべて変えよとは言っていないのです。だから、高等部へ入るのに選択肢がちゃんと、うちの子どもはやはり二階堂養護学校に残らないと今のようなストレスやてんかんや、そういうことで子どもの危険にもかかわる。何よりも子どもは選べないのです。選ぶのは、親御さんが子どものことを一番よく知っていて、その状況を見て残った方がいいのか、やはり私のところだったら行けると言うのか、そこを個別によく対応するというのが丁寧な対応なのです。だから今、6回の学年の面談をやって、そして9月14日に全体の会合をやりました。しかし、これで終わるのかという。これから個別のその人たちの状況を聞いて、そしてまた、今の最終判断の高校のことを聞いてあげてもらえるのか。これ、もう一遍確認したい。

○松尾学校教育課長 先ほど申しましたように、その子どもさんが学習の環境が変わることで、もうどうにもならないという事情がございました場合は、よく話をお伺いして配慮しないといけない面は当然あると思っています。

○山本委員 その点においては、そういう形でぜひお願いをしておきます。

そして、次に残った人たちです。小学部1年、今度2年になる方から中学部まで、対象者39人いるわけですがけれども、そういう状況になると大和郡山市で何人残るのですか。

○松尾学校教育課長 今の高等部には20名の生徒が在籍しておられます。中学部20名、小学部19名でございます。学年それぞれ人数は違ってまいりますので、大体多い学年で8名、ゼロという学年もございますけれども、少ない学年1名ということでございますので、例えば中学部の生徒20名が奈良東養護学校に行ったといたしますと、小学部、中学部を合わせましてあと19名が残るといった形になります。

○山本委員 聞き逃したのですが、中学部3年までの人で20名いるわけでしょう。3年は個別面談しないとわからないけれども、高校に行くかどうかによって変わってくる。今現在、二階堂養護学校の高等部にいる人は奈良東養護学校へ移ってしまうのか。

○松尾学校教育課長 今、二階堂養護学校の高等部におられる生徒さんは、もちろんそのまま二階堂高等学校で卒業をいたします。

○山本委員 だから、そういう意味からいくと、中学部3年の方が高等部へ移るとき、その辺の仲間もおられるし、これは二階堂養護学校の高等部はそのまま残してあげて。私が言いたいのは、新しく小学部1年から入る子どもは真っさらで奈良東養護学校を見て親御さんも納得してもらって、もうそちらへ移ると。小学部に来てなくて中学部から入ると、中学部から新しく一般学校から養護学校へ入る方、これも奈良東養護学校へ行っていただきたいです。在校生はストレスの問題、病気の問題があるのだからそのまま残しておいてあげていただきたい。これを言いたいわけです、結論的に。この今の質問の中での一番の思いです。

そこで、それに対して考え方をお聞かせ願いたいということが一つと、それから残った人たちのバス通学。バス通学は、奈良東養護学校からも定期的にとというか、バスを夏休みの間に走らせたことも聞いていますけれども、今、大和郡山地区から二階堂養護学校へ行くには1時間から1時間半ぐらいでバス通学をしているわけですが、そのバス通学するのも教育の一環ということで、今親御さんが連れてバス停まで行って、そして乗って、また帰りもそうしているわけですが、最終的には1人ででも乗り降りができるようにというような学習の場でもあるけれども、これがだんだん少なくなっていく、卒業していった。残った大和郡山市の生徒たちもだんだん少なくなっていく。そうなったときに、今このバス通学に関しての、今のままで走っているらしいですけども、そういうように少なくなってもバス通学の対応がちゃんとできる計画をされているのかどうか。奈良東養護学校になってくると、かなりの時間もかかるわけですが、それはそれで置いて、二階堂養護学校に残っている人たちのバス通学に対して、しっかりと対応を考えていただいているのかどうか、その2点を。

○松尾学校教育課長 1点目でございますけれども、先ほど申しましたように学校がかわることでその子ども自身はどうしても行けないという場合は、それはやむを得ませんので、当然その配慮をして個別の対応をしないといけないと思いますけれども、しかしながら、基本的に高等部に入るときに奈良東養護学校に行っていただく、このことは二階堂養護学校の子どもたちの過密解消を考えるときに、この一線は絶対大事でございますので、そこは基本に置いておきたいと思えます。

それから、バスのことでございますけれども、二階堂養護学校で今在籍を続けられます

大和郡山市の方もおられますので、もちろんそれは二階堂養護学校へのスクールバスに乗っていただけるよう計画をいたします。

○山本委員 基本的な高等部の部分は先ほどと重複しますので、改めてきちっと個別面談の方で対応をしていただくということを強く要望をしておきます。

それから、過密の問題、二階堂養護学校へ行きました。確かにもう、先ほど言った230何人で特別教室も全部教室に使って、1つの教室を2つに割って使っている。アコーデオンカーテンだけで割っている。こんなので本当に教育できるのかという思いを実感いたします。先生方も職員室に100何人が、もう本当に1つの机に2人ずつぐらい入っているというのが、これも、教える側も環境が悪い。そんな中で、こういうような状況をつくっていかなくてはいけないという思いもありますし、また奈良東養護学校はまだゆとりがあります。そして、私から見たらいい環境のところですよ。そういう部分も踏まえて、奈良東養護学校は奈良東養護学校の対応をしていかなくてはいいませんが、新たに一つ聞きたいのは、先ほど言いました新しい養護学校をつくるということは教育長の答弁でよくわかりました。ただ、あそこには時間でしたら10分ほどでバスで行ける、1.5キロメートルから2キロメートル離れている旧志貴高校があります。グラウンドはフットサルだとかサッカーだとかで、もうそれは使われていますけれども、校舎はあいています。何も新しい養護学校を旧志貴高校にしろとは言わない。バスでも10分で行ける。

例えば、二階堂養護学校高等部の子ども、また中学部の子ども降ろして、そして空き教室を過密な部分の人たちだけ向こうで分教室として使う。帰りもまた同じようにバスに乗って、二階堂養護学校へ来てからバスコースで帰ってもらおう。何もそんな、あえて新しい設備を大きな予算を投資してやらなくてもいける方法があるのではないかと。確かグラウンドデザインの検討委員会でも出たと聞いています。だけど、それがいつの間にか消えてしまったという話も聞いているのですけれども、これは確証がないのですが、今すぐこれに関しては答えられないかもわかりません。このような提案について少しでも検討の余地があるかどうか、それも丁寧な対応の一つではないかという思いがあります。

それと、ついでにということではないのですけれども、先ほど話がありました就学相談をして、一般の小学校、中学校へ入っていただくような方針で県教育委員会はいると。ということは、やはり一般の学校へ、養護学校へ来なくても一般の学校で十分対応できると。たまたまきょうまでは学校の方針とかで、また保護者の方々がうちの子どもはそういう学校へ行ったらなじめないと、いじめに遭うのではないかと、登校拒否に遭うのではないかと、

だったらもう養護学校へ入ってもらおうと、入れようと、そこで同じような境遇の方々と教育をしてもらおうと。そして養護学校がそれなりの受け入れが大変充実してるから、だんだんふえてきていると思うのです。それを今見直そうということだと思えるのですけれども、なかなかそれははっきり言ってそう簡単に、その地域の学校には移行はできないと。あなたのところはもう養護学校に来ないで、もう地域の学校に入りなさいと言っても、それはなかなか調整はつきにくいと思う。だからその点も、方向はわかるのですけれども、その辺のことは保護者とよく相談して、また市町村教育委員会とよく相談してやっていかなくてはならない。それに対する見解を聞かせていただきたい。

○松尾学校教育課長 先ほど教育長からもお答え申し上げました、新しい学校をつくるということはインクルーシブということもございますので、今すぐお答えできないということなのでございますけれども、特に知的障害をお持ちの場合、高等部が一番人数が多くございますので、そのときに高等部の過密解消というのが大きなことになると思うのです。その際に旧志貴高校の校舎を使うのか、そうではなくて、現在ある高等学校に分教室をつくって、そこで生徒同士の交流ということも含めて考えていく中でインクルーシブも実現が可能でしょうし、それから、高等学校自体の特別支援教育の質を上げていくことも可能でございますので、まずはそこを検討しないといけないのではないかと考えております。

就学指導の件でございますけれども、就学指導のガイドラインもつくりまして、各市町村に配布をして指導をしておるところでございます。現在、県教育委員会で特別支援教育の巡回支援アドバイザー4名を置いてございますけれども、この4名の巡回支援アドバイザーもしっかり使いながら、できるだけその地域の学校の特別支援の教育の力をつけていくということもあわせて必要かと思えます。

○山本委員 今のようなその就学指導の問題だとか、これは一気にいくものではないので、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望はしておきます。

14日に全校生徒に今後の説明をされましたけれども、これから個別にしっかりと聞いてあげてください。

そして、高等部へ行かれる方も、どうしても二階堂養護学校に置かなくてはならない、こんな事情だからと言っているのは、全員というわけではないと思うのです、奈良東養護学校へ行こうと思っている保護者もおられると思うのです。だけれど今、読み上げた中学3年の保護者の方の子どもの状態、ああいう状態の方がおられるということをしっかりと認識してあげていただきたい、そして対応してあげてください。そして、高等部の転入に

ついついの見直しをしっかりと、今の基本はわかりましたから、グランドデザインを全部ひっくり返せとかいうことではないのですけれども、根本は保護者の方々の意見をなぜ聞かなかったのかと、なぜ聞いてあげてくれなかったのかと、この1年間。子どもたちは選べないのです。この保護者の方々が子どものことを思って、教育委員会や二階堂養護学校の校長先生やそういう方たちとしっかりと話をされていたら、こういうようなことにもならなかったのではないかと思います。

だから、私自身も知的障害者と身体障害者の施設の理事長をさせてもらっていますけれども、親御さんの一番の心配は、この子はどうなると、親は先に死んでいくと、子どもはだれが見てくれるのかと。高齢化は、大体先送りで息子が親を見送ると。今でこそ老人ホームへ入りたいという方はおられるけれども、どちらかというところ、それは先送りで見えていくのが日本の伝統です。しかし、障害者の子どもたちは親が死んだらもうどこに行っているか、路頭に迷います。だから、そういう部分の中で、そこにしっかりと担当課の方が、この過密なときの見直しをきっかけに真剣に取り組んであげていただきたい。そして、もうただ過密を解消するためだけの転校だとか、そして地域外だとか、そういうような簡単な気持ちではないと思いますけれども、1年で一生懸命、委員会で検討されたと思いますけれども、もう一度改めて強く要望をしておきますので、その点だけはまた次回の委員会にでも聞かせていただきますけれども、よろしく願いしておきます。

最後に教育長、今の思いに対して、ご見解があればよろしくお願ひします。

○富岡教育長 繰り返しのようになりますけれども、グランドデザインは、方向性ができてグランドデザインとして我々、全体構想として示さねばならなかったもの。具体には、個々の子どもたちのことを考えて過密を解消していこうということでもあります。個々のケースでなかなか慌ててやりますと色々な問題、何せ障害を持っている子どもさんでございまして、命にかかわったら、これは大変なことになりますので、そこは個々に事情を聞きながら対応していきたいと思ひます。ただ、過密を解消するためにどうしても一線ここだけは守っていかなければならないという、その点だけは一定ご理解ねがうように、これはもちろん話し合いの中で行っていくものだと思いますし、一定の話し合いの結論としての9月14日のものは原則としてこういう形でやっていきたいと思いますというのを得ましたので、先ほど来の、子どもをしっかりと見据えて事情をよく聞きながら拙速しないで対応していきたいと思ひます。

それからもう一つ、分教室の話は視野の中に入っております。というのは、方向性の中

でそれははっきり言うておられますので、ただ、グランドデザインの中で言うておりますのは、今直ちにどうしなければ、この過密をこういう形でないと解消できないのではないかという構想でございますので、これから分教室、あるいは分校とかということも含めて大きくまた展開していかないと、方向性の中に入っているもので、勝手に除外しているわけと違いますので検討していきたいと思っております。

○森山委員 十津川高校のことについて質問させていただきたいと思いますが、その前に、今回の台風12号で災害に遭われた関係者に対して、まずお見舞いを申し上げたいと思います。

台風12号が来てから現在まで十津川村内の小学校、中学校の義務教育も含めて、高校も今日まで休校が続いた状態でございます。スクールバスのない高校は路線バスが再開してから授業を再開するということを考えているということでありました。十津川高校は寮生も多いので、こちらの方に帰ってくる生徒も割合としては多いのですけれども、そういう寮生も含めて十津川高校の生徒が、高校が再開されるまでは通信教育で学習を進めていくということも聞いております。

そんな、なかなか想定できにくいような環境の中で、暗中模索の中で一つ一つ進めているということは感じているのですけれども、そういう中で、今回の災害が起こった情報の共有の中で、この教育関係に関しての情報が入ってくるのが少し遅かったのではないかと感じているところがございます。災害が起こってから数日後に新しい情報に加わって、その中の1つで、実は高校の寮生が足どめをくっているのですというような状態になっていることがわかりました。その時点でも通信網がなかなか回復しなかったこともありましたが、その寮生が寮で待機をしている、そしていつ帰宅できるのかというような見通しが立っていないというような話でありました。最後、9月8日に寮生は車で帰宅をさせるのだというような話が最初あったと思いましたが、いや、やっぱり道は危険だということで最終的にヘリコプターで五條市まで送るという形で生徒を帰宅させたと聞いておりますけれども、この災害当初からそのあたりまでの高校の情報の共有というのは、うまく持っていたのかとかいうことについて、まずそれから質問させていただきたいと思っております。

○富岡教育長 十津川高校も台風が起こりまして通信網も完全に途絶しておりました。だから地上系の通信はもうすべてだめということで、電気もだめですから、そこにつながっていますからインターネットもだめ、携帯電話もだめという状態で、唯一衛星系の通信だ

けが数日後に行けるということになりまして、それがわかりました。落橋しております反対側に十津川高校がありますので、歩道橋が安全かどうかの確認は実はとれていない状況の中で、校長があえて役場までまず歩いてみて何とか行けるだろうという、ここは非常に危険だったと思うのですけれど校長がこういう非常時に強い人でして、単車に乗って役場まで行って、そこから電話をかけてくれて初めていろんなことが確認できたという状況がありました。何人いて、どういう状態になっていて、あるいは食事がどういう状況にあるというのは校長が行けて初めて電話をもらいました。だから、通信網はもう全くしばらくは連絡のとれない状態でありました。そういう状況の中で何とか把握をしていって、最終9月8日の段階では実は食料が尽きかけておりました。食料を運ぶか、人を運ぶかと。

委員おっしゃったように、最初はバスであるところまで行き、そこから歩かせて、またバスに乗せると、こういう計画を学校側は立ててまいりましたが、その間を歩かせるということは危険だと、命の保障ができないということでもありましたので、この選択肢はなくなりました。荷物を運ぶよりも人を運んでくださいということを生徒支援室長が中心になって自衛隊とかけ合ってもらって、地元からの依頼という形態がどうしても必要だということの確認をとって連絡をして、それが入って早速自衛隊も動いていただいて、何とか五條市のところまで来られたというのが今の実態です。

ですからもう、ぎりぎりの選択ではありました。ただ、ヘリコプターが絶対安全かという、子どものことですので不安感もあったのですけれど、無事、さすがに自衛隊の方でするので上手に乗せていってくれたと考えております。家庭に帰れて、その安全確認は1日後の9日にすべてとれております。もちろん教職員も安全でございました。そんな状況でございました。

○森山委員 その連絡がとれるまでの間、未成年の子どもをこちらから十津川村に送り出している保護者に対する連絡にかなり時間がかかったので、非常に心配が大きかったと思うのです。さすがに高校生になると少し大人になってくるというのか、寮生でも精神的に成長しているのか、その災害を目の当たりにしながらもしっかりと現実を見ながらそこで待機をしたような状態ですけれども、やはり我が子が離れたところにおいて、その子の安否がわからないというような状態は、非常に親御さんにとって不安が大きかったと思いますので、そのあたりの情報共有というのが、今後同じような災害がないことを祈りませけれども、同じようなことがないように最優先して保護者とのつながりを今後につなげられるようにしてほしいというのが強い願いであります。

そして待機した寮のことですけれども、先ほどの教育長の説明の中で、今、待機と言いましたけれども、孤立をしていたという表現でした。帰宅したという表現で言いましたけれども、それはある意味から言うと脱出だったというような表現があるほど、現場では深刻な状態があったと改めて感じました。その待機していた寮のことなのですけれども、さっきおっしゃったように折立橋の下流域に高校があつて、その川の横に寮があつて、位置的にどうかなというのがありますし、あの寮というのは避難するためにそこで待機をしていたのか、本当は避難場所へと移動したかったけれども、ああいうふうな状態にたちまち陥ってしまったので身動きとれないようになって、あそこで孤立するようになってしまったのか。その安全対策を考えてあその寮にいたのだとしたら、私の知る限りでは、あの寮は非常に老朽化が激しくて災害に耐えられる状態なのかなと思っているのですけれども、そのあたりの寮の構造というのは特に避難先として問題はなかったのかということをお尋ねしたい。

○富岡教育長 寮の老朽化の状況は教育次長から説明させますけれども、私が聞いておりますのは、とにかく十津川村はどこもここも寸断されておりました、道路自体がもうないと、校長が状況を見にまず動いたときに、折立橋の歩道橋のところを超えて歩いたときに道路がなかったと、幾らか行ったところで、もう山の真下になっていると、そのような状況でした。動けなかったというのが事実だと思います。

それから、保護者に連絡がとれなかった、それは役場まで行かねばなりません。平谷に衛星系のNTTだったと思うのですが、NTTでよかったのかな。(発言する者あり)電話をつけてくれたのです。ついたときに、子どもたちを連れてそれぞれの家庭と連絡をつかせた。だから、結果としては非常に遅く感じられたと思うのですけれど、現場ではもう最速ですべてをやったつもりだと、この間校長も来ておりましたので、そんな話をしたところでございました。

○吉田教育次長 寮で閉じ込められたのではなくて、一時、体育館、グラウンドが避難所となっておりました。危険なときには体育館に避難をしながら、寮も安全であるということと寮にということになっておりました。

それから、保護者への連絡等もこちらにおりました職員も含めて最大限保護者と連携をとるということにも心がけました。それから、定期的に学校教育課高校教育係と学校現場との連絡もとり合っていたということもございました。以上でございます。

○森山委員 これは現場の保護者なりその関係の人が一番実際どうするのか、どうだった

のかということはおもうよくご理解されていると思いますので、もう親御さんの心配が最低限で済んだのならそれはよかったですと思います。

それと、十津川高校での授業が再開されるまでの間は、これから大和中央高校の通信制課程のシステムで生かすか何かで、今学校でできない学習を行っていくということですが、学校が休校になってから今でもう10日少々たっていますけれども、20日からスクーリングというか通信教育を受けていくようになるということですが、この1年間の授業のカリキュラムは決まっている中で、今休校しているのに、これからスクーリング通信教育で受ける分で1年間のカリキュラムはちゃんと修まるような形でいけるのか、それか、最後はもう冬休みになるときに休みを削って、その足りない授業を補っていくような形になって進んでいくのか。それか、やっぱり時間的にもう今回は足りないのだというようになるのか、そのあたりの今後のカリキュラムはどうなっていくのですか。

○吉田教育次長 この通信制課程を本格的に導入するという事で、大和中央高等学校と連携をさせていただくということになりました。職員が大和中央高等学校の通信制の教員ともう協議もし、その必要となるようなノウハウを得たいということで話し合いも持っております。

ただ、委員お述べのように、全体の教育課程の中で一部分を学習活動として成績に通信を導入するという事で、ある一定十分な学習活動は行われていると思いますけれども、最終的に個別の対応として、また必要に応じて学校でも休業中に補充授業をするといったことも含めて必要な場合は考えていくと。だから、20日からの再開については教育活動を再開していると取り扱っております。委員ご存じのように面接指導、それから、添削指導。通信制課程というのは面接指導を何回する、添削指導何回する、そのことによって1つの単位認定、1単位を認定するための回数も決まっておりますので、その定まった回数に基づいて、定まった教材を子どもに提供しながらやっていくということを進めてまいります。

○森山委員 路線バスが再開されるようになったら十津川高校での授業は再開をさせていただきます。それまでの間、つなぎの通信教育というのではなくて、その十津川高校の授業が再開されても通信が残るということですか。

○吉田教育次長 もちろん、つなぎの間でございます。当然のことでございます。

○森山委員 わかりました。

○尾崎委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任を願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の委員会はこれで終わります。